出資法人のあり方の見直し
に関する報告書

平成 17 年 11 月

出資法人経営評価委員会

目　　次

１　はじめに 1

２　見直し対象法人 3

３　見直しの経過 5
（１） 委員会の開催状況と検討内容
（２） 検討の経過

４　見直しの基本的考え方 7
（１） あり方（法人の方向性）の見直し
（２） 県の関与の見直し
（３） 指定管理者制度への対応
（４） 随意契約の見直し
（５） プロパー職員の処遇
（６） その他

５　検討結果一覧 16

６　今後に向けて 20
（１） 今後の本委員会の関わり
（２） 政策官庁への変革に向けて

７　法人毎の検討結果 22

参考資料　県出資法人（対象 50 法人）に対する県関与の状況

１　はじめに

県では、平成 13 年度に「県の出資法人に対する運営指導方針」を策定し、基本財産、資本金等について 25 パーセント以上の出資を行っている等、特に県行政と密接な関係を有すると認める法人に対し、毎年度経営状況の点検評価を行い、民間委員 2 名を含む「出資法人の経営評価委員会」の検討結果に基づき経営改善に関する指導、県の関与・支援の見直し、出資法人の整理・合理化が行われてきました。

平成 17 年度は、経営評価機能の強化、出資法人のあり方の見直しに集中的に対応するという観点、および専門性、行政からの独立性・客観性等の強化を図る観点から「出資法人の経営評価委員会」を民間委員 5 名の構成に改組し、平成 17 年 5 月 17 日、本委員会が設置されました。

委員会では、従来行われていた経営状況の点検評価から更に踏み込んで、法人の統廃合や県関与の見直しを進める「あり方の見直し」について、50 法人を対象に、県担当部局や法人からヒアリングを行い、実態把握に努め、それを踏まえて、法人毎の見直しの方向（廃止・統合等）、県関与の見直し（役員就任、職員派遣、財政支援）に

ついて検討を行いました。

**　このような過程を経て、このたび委員会の最終的な報告書をここにまとめました。**

**　今後、本報告書を踏まえ、県としての見直し方針を策定することとなっています。本報告書が県施策の発展に寄与し、県民の利益の一助となることを願います。**

平成 17 年 11 月 25 日

新潟県出資法人経営評価委員会

座　長　　江村　隆三

委　員　　出井　信夫

委　員　　北村　泰作

委　員　　桜内　文城

委　員　　鈴木　信嘉

２　見直し対象法人

見直し対象は、県が出資・出捐する法人で主に県内に拠点を置き活動している法人とし、以下を除く 50 法人について検討を行いました。

【対象外とした法人】

- **民間等の資本を中心とする法人であり、地域振興等の観点や対外的信用を高め、民間事業者等の参画を促すことを目的に、県が参加している法人（県が「民間協調型法人」と定義する 10 法人）**

  ※既に県の方針（原則県関与の廃止）が決定しているため

- **上記の他、解散、統合等県の方針が決定している法人**

  （(財）新潟県農業拓殖基金協会）

- **発足（出資・出捐）後間もない法人**

  （(財）新潟県中越大震災復興基金、(財）新潟医学振興会）

見直し対象の 50 法人は次ページのとおりです。

	民法法人		特別法に基づく法人		商法法人	
出資比率50%以上	2	(財) ニューにいがた振興機構	39	新潟県土地開発公社	41	北越急行(株)
	3	(財) 新潟県国際交流協会	40	新潟県住宅供給公社	42	佐渡汽船(株)
	4	(財) 環日本海経済研究所			47	新潟木材倉庫(株)
	6	(財) 新潟県文化振興財団			48	新潟万代島総合企画(株)
	7	(財) 新潟県女性財団				
	8	(財) 柏崎原子力広報センター				
	12	(財) 新潟県長寿社会振興財団				
	18	(財) にいがた産業創造機構				
	19	(財) 新潟勤労者福祉振興協会				
	23	(財) にいがた森林整備担い手財団				
	24	(財) 新潟県水産振興基金				
	25	(社) 新潟県農林公社				
	26	(社) 新潟県農作物価格安定協会				
	28	(財) 新潟県建設技術センター				
	29	(財) 新潟県都市緑花センター				
	30	(財) 新潟県下水道公社				
	32	(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団				
	33	(財) 新潟県体育協会				
	34	(財) 新潟県暴力追放運動推進ｾﾝﾀｰ				
出資比率25%以上50%未満	1	(社) 新潟県私学振興会	37	新潟県漁業信用基金協会	45	(株) 新潟ふるさと村
	9	(財) 新潟県交通遺児基金			49	(株) 新潟国際貿易ターミナル
	10	(財) 新潟県環境保全事業団			50	新潟空港ビルディング(株)
	13	(財) 新潟県生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ				
	20	(財) 新潟県雇用環境整備財団				
	21	(財) 十日町地域地場産業振興ｾﾝﾀｰ				
	27	(社) 新潟県畜産協会				
	31	(財) 新潟県建築住宅センター				
出資比率25%未満	5	(財) 新潟テレトピア振興協会	35	新潟県信用保証協会	43	粟島汽船(株)
	11	(財) 新潟県消防設備協会	36	(職) 新潟情報処理開発財団	44	長岡ﾆｭｰﾀｳﾝ・ｾﾝﾀｰ(株)
	14	(財) 新潟県国民年金福祉協会	38	新潟県農業信用基金協会	46	日本海エル･エヌ･ジー(株)
	15	(財) 新潟県臓器移植推進財団				
	16	(財) 新潟県歯科保健協会				
	17	(財) 新潟県成人病予防協会				
	22	(財)新潟県県央地域地場産業振興ｾﾝﾀｰ				

３　見直しの経過

（１）委員会の開催状況と検討内容

	開催日	会場	検討内容
第１回	H17.5.17	県庁	委員会の進め方 見直しの基本的考え方
第２回	H17.6.22	県庁	個別法人の見直し（16 法人）
第３回	H17.7.11	県庁	個別法人の見直し（9 法人）
第４回	H17.7.21	県庁	個別法人の見直し（8 法人）
第５回	H17.7.27	県庁	個別法人の見直し（9 法人）
第６回	H17.8. 2	県庁	個別法人の見直し（8 法人）
第７回	H17.8.30	県庁	個別法人の見直し
第８回	H17.9.15	県庁	法人ヒアリング 中間とりまとめ 県関与の見直し
第９回	H17.11.15	県庁	最終とりまとめ

（２）検討の経過

まず、第１回委員会で見直しの進め方、基本的考え方を検討し、第２回委員会以降に、各法人の所管課及び事務局から、「部局評価シート」をもとに、法人の現状、評価、見直しの検討状況について説明を受けることとし、見直しの基本的考え方については、個別法人について検討する中で、随時立ち返りながら、検討することとしました。

なお、委員会の検討は原則公開で行われるべきものですが、本委員会については、各出資法人の経営状況の詳細や、県の見直しの検

討状況について説明を受けることから、対外的に与える影響（出資引き揚げを表明することによる法人の信用力低下等）を鑑み、結論を出すまでの間は非公開とすることにいたしました。

第２回委員会から第６回委員会までは、50 法人について順に所管課及び事務局から説明を受け、不明な点はその場で確認し、その場で確認できなかった点は、第７回委員会において、文書や口頭で説明を受けました。

第８回委員会では、所管課からの説明に加え、いくつかの法人に直接ヒアリングを実施し、「法人の方向性」に関する中間とりまとめを行いました。その後、県の関与の見直しについても検討を行い、さらに所管課からの疑義や補足説明を受けた上で、第９回委員会で最終報告をとりまとめました。

４　見直しの基本的考え方

県政をとりまく環境は、あらゆる面において、時代に合わなくなったところを見直して、新しい価値を作り出す、そのための方向付けと決断が不可欠になってきています。県出資法人についても、そもそもは時代の要請に応じて、県民活動を支援するために設けられたのであり、これまでそれぞれの立場で、役割を果たしてきたと考えます。しかしながら、社会経済情勢が大きく変化し、県の行財政を取り巻く環境が一段と厳しくなっている中で、県出資法人の果たすべき役割も変化してきており、その存立趣旨を改めて問い直すことが必要と考えます。

時代的な使命を終え、存在感が薄くなったもの、あるいは組織が現実の要請を超えて膨れあがった部分が出てきているもの等について、外部の客観的な目で、そしてユーザーサイドとしての県民の視点で見直すことが、本委員会に課せられた役割と認識し、以下の基本的考え方に沿って、見直しを行いました。

（１）あり方（法人の方向性）の見直し

まず、以下の２つの視点で法人の役割、存立趣旨を再評価しました。

１つ目は、「設立趣旨の視点」です。当初の設立目的が達成されていないか、民間での受け皿醸成が進んでいないか、市町村合併等により法人が補完すべき行政サービスの提供の主体が市町村に移っていないか等の視点で検討しました。

２つ目は、「事業推進の視点」です。事業の機動性・効率性が確保されているか、他の公益法人等と役割・事業に類似性はないか等の視点で検討しました。

その上で、当初の設立目的が達成されたもの、民間に任せてよいもの、事業規模等の縮小等により、存在意義が著しく低下したと考えられるものは「廃止」、他の公益法人等と役割、事業内容に類似性があり、統合により効果が見込まれるものは「統合」として整理し、引き続き県行政を補完する役割・意義のあるものは存続するものとしました。

なお、県の出資目的が達成したものでも、県が主導的立場にないものについては基本的に「県関与の廃止」として整理しました。

ただし、存続するものでも、例えば No.4（財）環日本海経済研究所のように、県から多額の補助がなされているにも関わらず、県経済への実利的な貢献が見えないといった、法人の現在のあり方、事業内容に疑問を感じ、寄付行為の変更も含めてあり方を再構築する

必要のあるもの等については「**あり方の抜本的見直し**」として整理しました。その他、No.29（財）新潟県都市緑花センターや No.28（財）新潟県建設技術センターのように、指定管理者制度の導入や民間参入機会の拡大等により業務や体制の見直しが必要なものについても「**業務の見直し**」として整理し、意見を付け加えております。

（２）県の関与の見直し

法人の方向性（廃止、統合等）を整理した上で、存続する法人については、法人の自立化、自主的運営の原則のもと、県の関与・指導の必要性を検討し、以下の考え方に基づき、人的支援、財政的支援の見直しを行いました。

①　役員就任の見直し

県行政を補完している法人については、行政目的の達成のため、一定程度役員への就任は必要と考えますが、できる限り法人の自立化や経営の強化を図るため、民間人等の登用による代表就任の見直しや、役員就任数の縮減を検討する必要があります。

県職員の代表就任については、対外的信用力の確保の観点から重要な意義を有する場合や、法人が県施策の重要な部分を担っているため、県とともに強力に推進する必要がある等、真にやむを得ない

場合に限定する必要があると考えます。

例えば、No.6（財）新潟県文化振興財団については、効率的な施設運営、自主企画事業を効果的に展開する上で、民間人等の適任者に代表を委ねる方が適切ではないかと考えます。また、No.16（財）新潟県環境保全事業団については、実態として、民間企業と同様な事業展開がなされているため、既に代表者が民間人となっているように、できる限り民間人を登用して県職員の役員数を縮減し、経営体制等の強化を図ることが望ましいと考えます。

なお、法人の役員には、知事等三役や部局長の就任が多くなっており、一人でかなりの数の役員を兼ねているケースが目立っています。これでは、理事会等の開催時期には、かなり業務が集中し、県行政の円滑な推進に支障となっているのではないでしょうか。県職員の役員就任の必要性を検討した上で、就任自体を必要最小限とするとともに、役員を部局長から課長に変更する等、特定の役職者への役員の集中を回避する必要があると思われます。

② 職員派遣の見直し

県からの職員の派遣については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年 4 月 26 日法第 50 号）」に基

づき、県が条例で定めた団体の業務の全部又は一部が、県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ県がその施策の推進を図るため、人的援助が必要であると判断した場合に認められるものです。

しかしながら、法人の自立化の観点から、派遣については必要最小限とし、県行政や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、絶えず見直しが必要と考えます。

例えば、公の施設への指定管理者制度導入により、民間団体でも公の施設の管理が可能となりました。このため、民間企業等との競争面における公平性を確保する観点等から、No.6（財）新潟県文化振興財団、No.29（財）新潟県都市緑花センター、No.48 新潟万代島総合企画（株）等については、派遣職員の引き揚げや縮減が必要と考えます。

なお、No.18（財）にいがた産業創造機構のように、法人の立ち上げ時期に、軌道に乗るまでの間、県職員を多く派遣しているような団体については、状況を勘案しながら、プロパー職員の育成に努め、県派遣職員の縮減も検討していくべきと考えます。

③　財政支援の見直し

法人は本来、自主的な努力による運営が原則ですが、昨今の低金利の情勢等から、必要な運用益を確保することができず、依然として県からの補助金等で管理経費を賄っている法人が多く存在します。

県からの財政支援は、公共性・公益性に見合ったものとし、法人の自助努力を求めつつ、その必要性、支援額について絶えず見直しを行い、原則として縮減を図る必要があると考えます。ただし、「選択と集中」の観点から、県として今後力を入れていく施策に関わるものについては、目的に応じて事業内容を強化することも大切かと考えますので、特に意見として付け加えておきます。

商法法人については、本来独立採算で運営が行われるべきものであり、財政支援を原則廃止する必要があります。

また、民法法人等については、運営費等の管理経費に対する補助金については原則として廃止し、事業費に対する補助とする等、その目的、使途を明確にする必要があると考えます。

例えば、No.4（財）環日本海経済研究所には年間 1 億円を超える運営費補助が行われていますが、法人のあり方の見直しと併せ、その補助のあり方、補助額についても見直す必要があると考えます。

また、No.45（株）新潟ふるさと村へは、多額の累積欠損を抱え

ている現状から、毎年 10 億円の無利子貸付という形で財政支援が行われています。この無利子貸付について、縮減・解消に向けた経営改善策や県の対応方針の検討が必要と考えます。

なお、財政支援については、補助・負担金のうちの「運営費に対する補助金」と「運用益の差額に対する補助金」、及び「財政支援的な貸付金」を対象に検討を行いましたが、その他の事業費補助や委託料等についても、毎年度の予算編成等において、当然にその必要性を見直すべきであることを申し添えます。

（3）指定管理者制度への対応

公の施設については、平成 15 年に指定管理者制度が創設され、管理運営を民間企業が実施することが可能となりました。

公の施設の管理主体については、その施設の性格に応じて、どのような主体が最も適切か、慎重に判断する必要があり、県では「公共施設改革委員会」でその管理手法も含め、あり方の見直しが検討されたところです。

県出資法人の中には、No.29（財）新潟県都市緑花センターや、No.48 新潟万代島総合企画（株）のように、公の施設の管理運営を行うことを主目的に設立されたものもあります。これらの法人につ

いては、指定管理者制度導入に伴い、業務や体制を見直す必要がありますし、公募で指定管理者を選定する場合は、民間企業との公平性確保の観点から、県からの職員派遣や財政支援を取りやめる必要があります。なお、公募結果如何によっては、廃止等のあり方の検討も当然に必要となってくると考えます。

（４）随意契約の見直し

県は、県出資法人に様々な業務を随意契約で委託しています。現在は、民間企業やＮＰＯ等が十分に力を付けてきており、本当に県出資法人に委託しなければならないのか、といった点を十分に検討する必要があると考えます。これら随意契約で行っている業務を、県出資法人に限らず、競争入札等により委託先を選定することにより、経費を削減することも可能になると考えます。

（５）プロパー職員の処遇

今回の見直しでは、委員会意見として、いくつかの法人に対し廃止や統合等を提言しています。これらの法人は、これまで県の支援等を受けつつ、県行政を補完する役割を担ってきたことを鑑み、当該法人に在籍するプロパー職員の処遇について、県の立場として配慮すべき問題が生じた場合には、適切に対応すべきと考えます。

（６）その他

今回の見直しの視点として、廃止や縮減等、どちらかというと後ろ向きの表現が多くなっていますが、委員会としては、「選択と集中」の観点から、県の施策として力を入れるべきところは、法人機能の拡充・強化や財政支援の強化を図ることも必要だと考えます。この場合、県施策の中での各法人の位置付けを明確にするとともに、県民に対して十分な説明責任を果たす必要があると思います。

また、県職員ＯＢの役員就任や職員としての再雇用は、法人運営の自立化等の観点から、真に必要な役職や職務に限定すべきであり、天下りといった見方がされないよう、十分に留意すべきことを申し添えます。

5　検討結果一覧

①　出資比率 50%以上

ア　民法法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
2	㈶ニューにいがた振興機構	統合（No.18 にいがた産業創造機構との統合）	－
3	㈶新潟県国際交流協会	あり方の抜本的見直し	代表就任の見直し 職員派遣の見直し等
4	㈶ 環日本海経済研究所	あり方の抜本的見直し	職員派遣の見直し 財政支援の見直し
6	㈶新潟県文化振興財団	業務の見直し	代表就任の見直し 職員派遣の縮減等
7	㈶新潟県女性財団	業務の見直し	派遣職員の引き揚げ 財政支援の見直し
8	㈶柏崎原子力広報センター	－	－
12	㈶新潟県長寿社会振興財団	統合（(福)新潟県社会福祉協議会との統合）	－
18	㈶にいがた産業創造機構	－	職員派遣の縮減 財政支援の見直し
19	㈶新潟勤労者福祉振興協会	－	－
23	㈶にいがた森林整備担い手財団	統合（No.25 新潟県農林公社との統合）	－
24	㈶新潟県水産振興基金	統合（(社)新潟県水産振興協会との統合）	－
25	㈳新潟県農林公社	－	職員派遣の縮減 財政支援の見直し
26	㈳新潟県農作物価格安定協会	－	－
28	㈶新潟県建設技術センター	業務の見直し	－
29	㈶新潟県都市緑花センター	業務の見直し	派遣職員の引き揚げ

30	(財) 新潟県下水道公社	―	役員就任の縮減
32	(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団	―	役員就任の縮減 職員派遣の縮減
33	(財) 新潟県体育協会	―	―
34	(財) 新潟県暴力追放運動推進センター	―	―

イ　特別法に基づく法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
39	新潟県土地開発公社	あり方の抜本的見直し	―
40	新潟県住宅供給公社	統合（No.39 新潟県土地開発公社との統合）	―

ウ　商法法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
41	北越急行 (株)	―	―
42	佐渡汽船 (株)	―	―
47	新潟木材倉庫 (株)	―	―
48	新潟万代島総合企画 (株)	業務の見直し	派遣職員の引き揚げ

②　出資比率 25%以上 50%未満

ア　民法法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
1	(社) 新潟県私学振興会	―	―
9	(財) 新潟県交通遺児基金	―	―
10	(財) 新潟県環境保全事業団	―	役員就任の縮減 職員派遣の縮減
13	(財) 新潟県生活衛生営業指導センター	―	―

20	(財) 新潟県雇用環境整備財団	―	―
21	(財) 十日町地域地場産業振興センター	―	―
27	(社) 新潟県畜産協会	―	―
31	(財) 新潟県建築住宅センター	―	―

イ　特別法に基づく法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
37	新潟県漁業信用基金協会	―	役員就任の縮減

ウ　商法法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
45	(株) 新潟ふるさと村	あり方の抜本的見直し	財政支援の見直し
49	(株) 新潟国際貿易ターミナル	業務の見直し	代表就任の見直し
50	新潟空港ビルディング(株)	―	代表就任の見直し

③　出資比率 25%未満

ア　民法法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
5	(財) 新潟テレトピア振興協会	法人の廃止	―
11	(財) 新潟県消防設備協会	県関与の廃止（実施済）	―
14	(財) 新潟県国民年金福祉協会	県関与の廃止（実施済）	―
15	(財) 新潟県臓器移植推進財団	―	―
16	(財) 新潟県歯科保健協会	―	役員就任の縮減
17	(財) 新潟県成人病予防協会	業務の見直し	職員派遣の見直し
22	(財) 新潟県県央地域地場産業振興センター	―	―

イ　特別法に基づく法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
35	新潟県信用保証協会	ー	ー
36	(職) 新潟情報処理開発財団	法人の廃止	ー
38	新潟県農業信用基金協会	ー	ー

ウ　商法法人

	名称	法人の方向性	県関与の見直し
43	粟島汽船(株)	ー	ー
44	長岡ニュータウン・センター(株)	県関与の廃止（出資引き揚げ）	ー
46	日本海エル･エヌ･ジー(株)	ー	ー

６　今後に向けて

（１）今後の本委員会の関わり

今回の本委員会の報告を受け、県は今年度中に県出資法人に対する見直し方針を策定し、毎年度実施している経営状況の点検評価結果とともに、本委員会に報告することとなっています。「あり方の見直し」は今年度で一区切りとなりますが、本委員会では、今後の経営状況の点検評価の中で、毎年度、改革の進捗状況を把握し、引き続き助言を行っていく所存です。

（２）政策官庁への変革に向けて

政策官庁へ変革し、より「県民の役に立ち、県民に愛される」ことを目指す新潟県は、価値観の多様化、変化のスピードの速い現代社会において、従来からの業務を無条件に継続するのではなく、県がやるべきことについて、不断に「選択と集中」を行う必要があります。

県は、県民に対して何をすべきかを常に第一に考え、ユーザーサイドに立って行動しない限り、「県民の役に立つ」行政を遂行していることにはならないことを再認識し、今後も県出資法人を含め、県政全般の「あり方の見直し」を不断に行い、県民利益の更

なる向上に努められることを期待します。

7　法人毎の検討結果

（1）民法法人

1	社団法人 新潟県私学振興会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　財政基盤が脆弱な本県の私立学校の振興を目的として、昭和 41 年に設立された。設立趣旨が類似しているという観点で、平成 8 年に（社）私学退職金社団と統合している。
　主な業務が、私立学校の教職員の退職者への退職金の交付となっているが、拠出金の運用主体として、引き続き当該社団が事業を継続する必要があると考える。

【2　県関与の見直し】
　役員就任については、県職員が非常勤として 1 名就任している状況であり、県として一定の発言権を確保する必要があると考えられるため、就任継続が妥当と考えられる。

2	財団法人 ニューにいがた振興機構	1　法人の方向性	統合（No.18 にいがた産業創造機構との統合）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　平成 5 年に、県産品の普及宣伝・販路拡大や開発育成支援、地域づくりなどの事業を一元的に展開する組織として設立された。
　それぞれの分野毎に一定の成果を上げているものの、財団設立時に比べ、インターネットの普及や、商品開発や販路拡大の支援を実施する（財）にいがた産業創造機構が設立されたことに伴い、財団を取り巻く環境は大きく変化している。
　より効果的、効率的な事業実施が行われるよう、類似業務を実施する（財）にいがた産業創造機構との統合を前提として検討を行うべきと考える。
　なお、統合に際しては、農産品などの取扱いを含めて、（財）にいがた産業創造機構が受け持つべき業務・機能の整理と役割分担の明確な方向付けが必要であり、その上で解散に伴う当財団の基本財産の扱いについて、引き揚げも含めた検討を行うべきであることを付帯意見として述べたい。

【2　県関与の見直し】

３	財団法人 新潟県国際交流協会	１　法人の方向性	あり方の抜本的見直し
		２　県関与の見直し	代表就任の見直し 職員派遣の見直し　等

【１　法人の方向性】

平成２年度に、幅広い県民の参加による全県的な国際交流を推進し、世界に開かれた新潟県の実現を図ることを目的に設立された。

しかし、県内外の国際交流の顕著な拡大とともに、民間国際交流団体の増加や市町村合併の進展など県内における状況は、設立時と比べ大きく変化しており、それに伴い、県や市町村、民間団体との役割も大きく変化していると考えられる。改めて各々の役割分担を再定義し、民間の自主的な活動に委ねる方向で法人のあり方や事業内容について抜本的な見直しが必要と考える。

【２　県関与の見直し】

法人のあり方を見直した上で、法人の自立化、専門性の確保等の観点から、県（知事）の代表就任を見直すべきである。なお、職員派遣や財政支援についても、法人のあり方の見直しや基金運用の見直しに併せ見直すべきと考える。

4	財団法人 環日本海経済研究所	1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し
		2　県関与の見直し	職員派遣の見直し 財政支援の見直し

【1　法人の方向性】

環日本海地域の経済に関する情報の収集及び提供、調査及び研究等を行うことにより、日本と同地域との経済交流を促進し、環日本海経済圏の形成と発展に寄与するとともに、国際社会に貢献することを目的に、新潟県や東北及び隣県、民間大手企業等の出えんにより平成5年に設立された。

国内外での評価、認知度は高まってきているものの、県経済への波及効果や具体的な成果が見えにくい。県が30億円も出えんし、県財政が逼迫している中、毎年多額の補助金を支出している以上、県経済への目に見える実のある貢献が県民から強く求められている。

地方自治体としての役割分担を明確にした上で、寄付行為の変更も視野に、県経済に実利的な方向に法人のあり方を抜本的に見直すべきと考える。なお、抜本的見直しについて他の出えん者の理解が得られない場合は、寄付行為の目的事業を限定してそれに必要なだけの財政支援を行うなど、県の関与を縮小するべきと考える。

【2　県関与の見直し】

法人のあり方の見直しに併せ、職員派遣について見直すべきと考える。

また、補助金についても、法人のあり方、基金運用の見直しに併せ見直すべきと考える。

5	財団法人 新潟テレトピア振興協会	1　法人の方向性	法人の廃止
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和61年7月に、新潟市を中心とする地域における電気通信の高度化を促進することにより、新潟テレトピア（高度情報文化都市）構築を推進し、地域社会の発展に寄与することを目的に設立された。

しかし、情報化が進展した現在においては、IT をめぐる技術の動向の変化など情報化を取り巻く環境の変化は激しく、ブロードバンドや携帯電話に見られるように新しいサービスが短期間に普及・定着する傾向がある。民間で担える分野となっていることから、法人の存在意義は薄くなっていると考えられるため、主導的立場である新潟市に対し、共同出資者として法人の廃止について強く働きかけるべきと考える。

【2　県関与の見直し】

6	財団法人 新潟県文化振興財団	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	代表就任の見直し 職員派遣の縮減　等

【1　法人の方向性】

県民文化の高揚を図り、県民の生活向上と文化の発展に寄与することを目的に昭和56年に設立、現在、自然科学館、県民会館等4つの公の施設の管理運営とともに、県民文化活動の中核的組織として自主事業活動を推進してきた。

指定管理者制度導入に伴い、施設管理業務の動向を踏まえ、今後の文化振興に係る法人の役割を含め、業務や体制を見直すことが必要と考える。

【2　県関与の見直し】

法人の自立化、専門性の確保の観点から、県（知事）の代表就任を見直すとともに、施設管理受託業務の動向を踏まえ、職員派遣の縮減を図る必要がある。

なお、職員派遣の縮減に合わせ、運営費補助について、廃止や事業費補助化等の見直しが必要と考える。

7	財団法人 新潟県女性財団	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	派遣職員の引き揚げ 財政支援の見直し

【1　法人の方向性】

男女共同参画社会の形成を目指して、女性の自立と社会参画を促進することを目的として、平成5年に設立され、民間と連携して財政基盤の確立にも努めてきた。

県財政が厳しい状況にある中で、県から当財団に運営費補助もなされている。セミナーや研修等各種事業を行っているが、事業の効果を検証し、その必要性を吟味した上で、事業内容を再構築する必要があると考える。

また、県と財団の役割分担を明確にし、財団は賛助会員の確保や基金の拡充等、自主財源の確保に努めるとともに、民間人の登用をすすめ、自立化を図るべきである。

【2　県関与の見直し】

企画運営委員など民間とのネットワークを活かし、自立的な活動を推進する観点から、派遣職員（1名）の引き揚げを検討すべきである。

なお、派遣職員の引き揚げ検討に合わせ、運営費補助について、廃止や事業費補助化等の見直しが必要と考える。

8	財団法人 柏崎原子力広報センター	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
昭和 60 年に柏崎刈羽原子力発電所 1 号機が運転を開始したことにあわせ、原子力発電に関する知識の普及並びに原子力の平和利用及びその安全性についての啓発を図るため、施設の管理運営と広報事業等の実施機関として設立された。
原子力発電所に対する住民の不安は解消されておらず、今後とも普及啓発活動は必要である。また、普及活動は県・市町村がそれぞれ単独で実施するより、法人に委託して共同で実施する方が効率的と考える。

【2　県関与の見直し】
現在、理事、監事に 1 名ずつ就任しているが、柏崎市等とともに県は普及啓発を推進すべき立場にあるため、就任は妥当と考える。

9	財団法人 新潟県交通遺児基金	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
平成元年に大口の寄付を受け、父母等が交通事故により死亡し、又は重度の後遺障害を受けた児童・生徒に対する激励事業等を行い、交通遺児等の健やかな成長に寄与することを目的に平成 3 年に設立された。
県内には、類似の団体をもつ市町村もあるが、全県を対象として交通遺児への激励事業等を実施しているのは当該法人のみであり、現在においても交通遺児となる子供が後を絶たないことから、財団の果たす役割は依然として重要であり、引き続き事業を継続すべきであると考える。

【2　県関与の見直し】
事業費が概ね寄付金に支えられており、法人としての社会的な信用が必要であることから、引き続き県（副知事）の代表就任や、県職員の役員就任は必要と考える。（役員就任については、平成 17 年 4 月に 2 名縮減済）

10	財団法人 新潟県環境保全事業団	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	役員就任の縮減 職員派遣の縮減

【1　法人の方向性】

住民の環境に対する意識の高まりなどにより、廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者が自らの努力で最終処分場を設置することが困難になったため、住民から信頼や理解の得やすい公共関与方式（県出資法人）による産業廃棄物処理が検討され、産業廃棄物の処理、及び環境保全のための啓発等に関する財団として平成 4 年に設立された。

民間で実施可能な分野であるが、上記理由から依然として民間の処分場建設が進んでおらず、当財団の役割は大きいと考える。

【2　県関与の見直し】

当該財団は、民間企業に近い経営形態であり、民間の経営ノウハウ等が生かされやすいものと考えられる。既に代表就任の見直し等、民間活用を進めているが、総務・経理部門の効率化や、経営・企画部門の強化のため、更に民間活用を進め、県からの役員就任や職員派遣の縮減を計画的に図るべきと考える。

11	財団法人 新潟県消防設備協会	1　法人の方向性	県関与の廃止（実施済）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 58 年に、消防設備関係業務に携わる者の資質向上と、県で実施する消防設備士講習委託先として設立された。

消防設備等の設置及び維持管理や防火管理業務の適切な実施には、消防設備士等の資質向上が重要であり、当該目的に特化し、かつ国の財団法人日本消防設備センターと密接な連携が期待できる当財団が、今後も事業を実施することが妥当と考える。

法人の公益性・公共性は認めるものの、県が主導的役割を果たす立場でなく、今後とも県が人的支援、財政的支援等の関与を行う必要はないと考える。

【2　県関与の見直し】

12	財団法人 新潟県長寿社会振興財団	1　法人の方向性	統合（(福)新潟県社会福祉協議会※との統合）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

国のゴールドプランの一環として、高齢者の健康づくりと社会活動の振興等の事業を行い、活力ある明るい長寿社会づくりに寄与することを目的に、平成 3 年に設立された。

設立時と比べ、介護保険制度の創設や、市町村合併の進展に伴う市町村の高齢者相談、介護予防事業の充実、生涯学習事業の充実等、状況は大きく変化している。

今後は、総合的な高齢者への事業展開が重要であると考えられるため、地域とのネットワークを有する既存の県関係福祉団体（(福)県社会福祉協議会を念頭）への業務移管を検討する必要があると考える。

※(福)新潟県社会福祉協議会に県は出えんしていない。

【2　県関与の見直し】

13	財団法人新潟県生活衛生営業指導センター	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 54 年に「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」が改正されたことに伴い、環境衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された（全都道府県に設置）。

生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上、消費者利益の擁護については、継続される必要があり、当該施設の経営と衛生の二つの分野を指導できるセンターの役割は引き続き重要と考える。

しかしながら、常勤役職員の大部分が県職員ＯＢであり、県の天下り先といった県民に対する誤解を与えないよう、この点で改善の余地があるのではないか、ということを付帯意見として付け加える。

【2　県関与の見直し】

14	財団法人 新潟県国民年金福祉協会	1　法人の方向性	県関与の廃止（実施済）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 52 年の国民年金保養センターこしじ創設時に、その経営を委託し、併せて国民年金制度に関する広報・宣伝等を行うために設立された。

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務が国に移管されたことに伴い、国民年金事業を推進すべき主体も県から国へ移行している。

このため、県が当該法人に関与する必要性はなく、今後とも県が人的支援、財政的支援を行う必要はないと考える。

【2　県関与の見直し】

15	財団法人 新潟県臓器移植推進財団	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

眼球を含む全臓器について移植を総合的に推進する体制をつくるため、（財）新潟県腎臓バンク（S63 設立）に（財）新潟眼球銀行（S41 設立）を平成 16 年に統合し、現在の名称となっている。

現在においても、臓器移植希望者に対して臓器提供者は極めて少ないため、県民により一層の移植医療への理解を求め、臓器提供意思を醸成するための普及啓発や、移植医療体制の整備は重要な課題であり、今後とも事業を継続して実施すべきと考える。

【2　県関与の見直し】

普及啓発や移植医療体制の整備を県と連携して行う必要があるため、県職員の役員就任は維持すべきと考える。

16	財団法人 新潟県歯科保健協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	役員就任の縮減

【1　法人の方向性】
昭和 50 年代、全県的な歯科保健対策を推進することが喫緊の課題であったことから、歯科衛生全般にわたる諸施策を機動的、総合的に実施できる組織が必要とされ、昭和 57 年に県及び県歯科医師会が中心となって設立した。
現在においても、市町村や地域機関等の歯科技術職員が極めて不足している状況が改善されていないため、引き続き財団が事業を継続することが必要と考える。

【2　県関与の見直し】
県施策との整合性を図る必要性は認めるものの、現在役員に監事も含め 5 名が就任しており、他の法人と比べ、関与が過大と思われる。法人の自立化等の観点から、役員就任数の縮減を検討すべきと考える。

17	財団法人 新潟県成人病予防協会	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	職員派遣の見直し

【1　法人の方向性】
昭和 30 年代以降、生活習慣病が急増し、生活習慣病対策を実施する民間団体の育成が必要との県成人病対策審議会の答申を受け、昭和 42 年に設立された。
現在、生活習慣病予防の必要性は更に高まっており、市町村や民間で実施されない普及啓発事業や研修事業等は、引き続き財団で実施することが適当であると考える。
なお、当財団は、新潟県健康づくりセンターの業務を県から受託している。現在県が実施している当該施設の管理運営の見直しを踏まえ、業務や体制の見直しが必要と考える。

【2　県関与の見直し】
新潟県健康づくりセンターの管理運営の見直しと併せて、職員派遣の必要性を見直すべきと考える。

18	財団法人 にいがた産業創造機構	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	職員派遣の縮減 財政支援の見直し

【1　法人の方向性】

新規創業や企業の経営革新の促進等のため、（財）新潟県中小企業振興公社と（財）新潟県生活文化創造産業振興協会を統合し、県や関係機関の事業等を一元化し、より総合的な支援を行うため、平成15年に開設された。

現在においても、企業の経営革新の促進や次代を担う産業群の創造等を通じて、県経済の活性化や県民の雇用の場を確保することは重要であり、今後も当該法人の果たすべき役割は大きいと考える。

No.2（財）ニューにいがた振興機構との統合については、総合的な県産品販路拡大の視点から、農産品などの取扱いを含めて、当財団で受け持つべき業務・機能の整理と役割分担の明確化が必要と考える。

なお、更に多くの事業者に利用してもらうため、財団自体や助成制度の周知を広く行うべきであるということを、付帯意見として付け加えたい。

【2　県関与の見直し】

新規創業の促進等の産業政策を総合的に推進していることや、財団発足後間もないことから、当面県（知事）の代表就任は必要と考える。

長期的にはプロパー職員等の資質向上を図り、財団全体の職員数の縮減を図るとともに、職員派遣の縮減等と併せ、運営費補助の見直しを行うべきと考える。

19	財団法人 新潟勤労者福祉振興協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

勤労者の教養、文化及び福祉の向上に関する事業等を行うため、「新潟勤労者総合福祉センター（新潟テルサ）」が設置されたことを受け、平成5年に当該施設の管理を目的として設立された。

当該施設については、指定管理者制度導入により、必ずしも当財団が引き続き管理・運営を行う必要はないものの、独立行政法人雇用・能力開発機構から新潟市に譲渡される方針が示されていることから、当面は新潟市の検討の推移を見守ることが妥当であると考える。

【2　県関与の見直し】

市の検討の推移を見守る間は、現状の関与（役員就任1名）を維持することが妥当であると考える。

20	財団法人 新潟県雇用環境整備財団	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　地域の雇用環境の整備、改善等に関する事業を行い、もって魅力ある地域社会を構築し、人材定住の促進に寄与することを目的に、平成 4 年に設立された。
　Uターン促進事業、地域求職活動援助事業のほか、平成 16 年度より若年者地域連携事業（若者しごと館）の業務を受託し、県喫緊の課題である若年層の失業率改善のため、若年者の就職促進を図っており、その存在意義は大きいものと考える。

【2　県関与の見直し】
　役員就任については、県として一定の発言権を確保する必要があると考えられるため、就任継続が妥当と考えられる。

21	財団法人十日町地域地場産業振興センター	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　十日町地域の地場産業である絹織物が、慢性的構造不況・和装需要の減退等により不振を余儀なくされ、地域経済全体に大きな影響を与えていたため、地場産業振興の体制整備の必要性があり、昭和 56 年に設立された。
　経済環境は設立時と変わりなく、絹織物の生産額は減少しており、引き続き支援機関としての当財団の役割は重要であると考える。

【2　県関与の見直し】
　地域が主導して設立した法人であるが、県の地場産業振興施策との整合性確保の観点から、現状レベル（1 名）の役員就任を継続することは妥当と考える。

22	財団法人新潟県県央地域地場産業振興センター	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　三条・燕地域における地場産業が、国内外の需要の減退などにより、不振を余儀なくされ、地域経済全体に大きな影響を与えていたため、地場産業の健全な育成発展等を目的に、昭和 61 年に設立された。
　当該地域の地場産業を取り巻く環境は、出荷額、事業者数の減少等、設立当初よりも厳しい状況にあり、引き続き支援機関としての当財団の役割は重要であると考える。

【2　県関与の見直し】
　地域が主導して設立した法人であるが、県の地場産業振興施策との整合性確保の観点から、現状レベル（1名）の役員就任を継続することは妥当と考える。

23	財団法人にいがた森林整備担い手財団	1　法人の方向性	統合（No.25 新潟県農林公社との統合）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　国が施策として、都道府県に「森林整備担い手対策のための基金」を設置し、その経費について交付税措置を講ずることとしたことを受け、平成 5 年に設立された。
　森林整備担い手育成事業、森林整備担い手確保事業、社会保障完備推進事業等、当財団の行う事業は、林業者の就業支援を実施している「林業労働力確保支援センター（(社)新潟県農林公社内に設置）」と一体となって林業労働者の確保に寄与するものであると考える。働く人を育てることと、福利厚生を充実させることは「林業者の確保」という点で目的が同一であり、両者をまとめる方が効果的・効率的と考えられ、他県でも一体となっている実態もあることから、統合を検討すべきであると考える。

【2　県関与の見直し】

24	財団法人 新潟県水産振興基金	1　法人の方向性	統合（（社）新潟県水産振興協会※との統合）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

東北電力巻原子力発電所建設計画の漁業補償収拾策と、今後の漁業情勢に対処し、水産業の振興を図る手段として、県・漁業団体等が一体となった公益法人設立構想が打ち出され、昭和 57 年に設立された。

当財団は基金運用益の助成が主たる業務であるが、そのうちの相当部分を（社）新潟県水産振興協会に助成している。（社）新潟県水産振興協会には、財団の寄付者である漁協も会員となっており、助成における公共性や県施策との整合性を図る観点も踏まえつつ、民間団体（漁協等）の自主的・自立的運営の観点や業務効率化の観点から、当財団を解散し、（社）新潟県水産振興協会に業務を引き継ぐことを検討すべきと考える。

※（社）新潟県水産振興協会に県は出えんしていない。

【2　県関与の見直し】

25	社団法人 新潟県農林公社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	職員派遣の縮減 財政支援の見直し

【1　法人の方向性】

新潟県内の農業及び林業（以下「農林業」という）における経営規模の拡大その他経営基盤の強化、農林業の経営体及び担い手の確保育成、山村地域の森林資源の造成、環境保全のための森林整備等を推進し、もって農山村地域の活性化及び農林業の総合的振興に寄与することを目的として、平成９年に(社)新潟県林業公社、（財）新潟県農業公社及び農業関連の３団体が統合して、（社）新潟県農林公社となった。

農業経営基盤強化促進法による必置の機関として、農地保有合理化事業を行う法人であり、規模拡大を目指す担い手への農地集積を加速させる観点から、今後とも重要な役割を担うと考える。また、就農促進法により、就農支援資金等の貸付業務を行う機関として指定された県内唯一の機関であり、同様に今後とも重要な役割を担うと考える。

一方、分収林事業は、県が国策の一環として推進してきたものであるが、多額の含み損を抱えており、抜本的な解決に向け、国等に強く働きかける必要があるとともに、既に決定したとおり、分収林の新規造成は休止すべきであると考える。なお、含み損については、県の財政整理上明らかにした上で、公表すべきであることを付け加える。

林業労働力確保及び支援事業は、類似業務を実施している「にいがた森林整備担い手財団」の機能を併せて行うことを検討すべきである。

また、将来的には総合的な農林業振興組織として、（社）新潟県農作物価格安定協会、（社）新潟県畜産協会を含めあり方の検討をする必要がある。

【2　県関与の見直し】

職員派遣については、新規就農支援に関する業務については、将来的にはプロパー職員を育成し、引き揚げを検討すべきである。

分収林事業への貸付金について、抜本的解決に向け、国などに強く働きかける必要がある。

26	社団法人 新潟県農作物価格安定協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　農作物が一定の価格を下回った際に価格安定補償金を交付することにより、農業経営の安定化及び消費者への安定供給を図ることを目的に、昭和 38 年に設立された。
　野菜の販売価格が低迷する中、農業者の経営安定及び消費者への安定供給のために、価格安定事業の制度維持は必要なものと考える。
　また、将来的には総合的な農林業振興組織として、（社）新潟県農林公社、（社）新潟県畜産協会を含めあり方の検討をする必要がある。

【2　県関与の見直し】
　県施策との整合性を確保する観点から、県職員の役員就任は妥当と考える。

27	社団法人 新潟県畜産協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
　畜産業を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本県畜産業の総合的支援団体として機能強化を図るため、（社）新潟県畜産会、（社）新潟県畜産物価格安定基金協会、（社）新潟県家畜畜産物衛生指導協会の 3 団体を統合し、平成 12 年に設立された。
　畜産の専門的かつ総合的な支援団体であり、本県畜産業振興のために必要と考える。また、3 団体の統合を実施しており、機能強化、効率化も図られているものと考える。
　また、将来的には総合的な農林業振興組織として、（社）新潟県農林公社、（社）新潟県農作物価格安定協会を含めあり方の検討をする必要がある。

【2　県関与の見直し】
　県施策との整合性を確保する観点から、県職員の役員就任は妥当と考える。

28	財団法人 新潟県建設技術センター	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

建設材料の品質及び安全性の確保のため、県土木事務所に材料試験室が設置され、昭和 45 年にはこれを統合し、県の組織として県建設技術センターを設置した。その後、技術革新への対応並びに民間活力の導入等を総合的に検討した結果、県工業技術センターが行っていた工事用鉄筋の引張り試験等とともに、昭和 60 年に設立された財団に移管し、建設材料の適正な品質管理と試験業務の一元化を図ることとした。

財団は土木建築材料及び金属材料等の試験、市町村への土木積算システム支援、公共工事の調査・設計・積算及び施工管理に係る業務等を行っている。

県は、平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に従い、発注関係事務に関する民間の支援機関の育成に努めるとともに、現在財団が行う業務のうち民間に任せられるものは民間に任せる方向で整理し、段階的に財団事業の縮小を図るべきであると考える。

【2　県関与の見直し】

県職員の役員就任については、県施策との整合性を確保する観点から、現状は妥当と考える。

なお、プロパー職員の管理職登用を進めるべきであることを付帯意見として述べる。

29	財団法人 新潟県都市緑花センター	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	派遣職員の引き揚げ

【1　法人の方向性】

都市化の進展に伴い、緑の減少や生活環境の悪化を招くなど県民生活に大きな影響を及ぼしていることから、潤いのある緑豊かな都市環境の形成を図るため、県民と一体となって緑化を推進する組織として、平成2年に設立された。

当財団は鳥屋野潟公園、新潟スタジアム、植物園等多くの施設管理を受託しており、指定管理者制度の導入を踏まえ、業務や体制の見直しが必要と考える。

将来的には、類似団体（(社）緑の百年物語推進委員会を念頭）との統合も検討すべきであると考える。

なお、指定管理者の公募結果により、法人の役割や業務の存続の状況を踏まえ、法人のあり方を検討する必要があることを付け加える。

【2　県関与の見直し】

職員派遣について、財団の自主的な運営管理を促す観点から、引き揚げが妥当と考える。

30	財団法人 新潟県下水道公社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	役員就任の縮減

【1　法人の方向性】

昭和55年に県の流域下水道が供用を開始したことに伴い、専門技術者及び有資格者のもと効率的な維持管理を実施するため、昭和56年に財団が設立され、流域下水道施設の維持管理の受託を開始した。

流域下水道施設は、5流域8処理区に達し、処理人口も約43万人となっており、公社は施設を適正に管理運営し、県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与していると考える。

今後は、包括的民間委託制度や、国際規格の「飲料水供給と下水道に関するサービス活動の標準化」に関するISO/TC224の発効等を踏まえ、管理のあり方を検討していくことが必要と考える。

【2　県関与の見直し】

県職員の役員就任については、県施策との整合性を図る観点から、必要性は理解できるものの、就任人数は縮減を検討すべきである。

31	財団法人 新潟県建築住宅センター	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 45 年の建築基準法改正に伴い、特殊建築物の定期調査・検査報告制度が拡充され、建築士等の有資格者が調査・検査を実施することとなった。これら技術者の指導育成と定期報告制度の円滑な推進を図るため、建設省（当時）の指導により、各都道府県に同様の役割を持つ法人が設立された（本県は昭和 49 年に設立）。

当財団は、建築物の定期調査・検査、住宅性能保証等住宅の保証にかかわる業務、住宅に関する知識の啓発、相談等を行っており、建築物の安全確保及び良質な住宅供給に重要な役割を果たしていることから、今後とも社会情勢の変化等に対応しながら、業務を継続する必要があると考える。

【2　県関与の見直し】

従来県職員が理事長職にあったが、平成 17 年 4 月に見直しを行い専任化しており、現状の役員就任（2 名）は妥当であると考える。

32	財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	役員就任の縮減 職員派遣の縮減

【1　法人の方向性】

高速道路や国道バイパス建設等大型公共事業が増加する中、開発事業の進捗に支障をきたさぬよう、埋蔵文化財の調査を迅速かつ適切に行うため、発掘調査及び研究等を専門に実施する機関として、平成 4 年に設立された。

道路公団、鉄道運輸機構、国土交通省等が実施する各種公共事業に係る発掘調査や出土遺物の保存処理について、迅速かつ適切に対応するために必要な専門的組織であり、今後も公共事業の推進に果たす役割は大きいものと考える。

【2　県関与の見直し】

県行政と特に密接に関連することから、役員就任の必要性は理解できるが、就任数が多くなっており、段階的に縮減が必要と考える。

職員派遣については、民間調査組織の積極的な活用により、計画的に縮減するべきと考える。

33	財団法人 新潟県体育協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
大正 15 年に日本体育協会の支部として発足し、その後スポーツ振興等への社会的要請の高まりから、組織・財政力強化を図るため、昭和 42 年に財団法人となった。（県は平成 12 年に出資）。
財団の実施する競技水準向上対策事業等は、第 64 回国体の成功に向けた大きな鍵であり、その事業展開は協議団体を総括する当協会が引き続き中心となって行うことが効果的と考える。

【2　県関与の見直し】
県職員の役員就任や職員派遣については、第 64 回国体までは、現状どおりが妥当であると考えるが、第 64 回国体終了後は、職員派遣の縮減等、県関与の見直しを行うべきである。

34	財団法人新潟県暴力追放運動推進センター	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴力団対策法）に基づき、県民の総力を結集した暴力団排除活動の中核組織として、平成 4 年に設立された。官民一体となった暴力排除運動を推進するため、官と民が半分ずつ出えん（県出えん金には民間からの出えん金 2 億 5 千万円が含まれている）するとともに、理事長にも民間人が就任している。
暴力団は依然として県民に脅威と不安を与えており、引き続き現在の暴力団排除活動に特化した形態での事業推進が必要であると考える。

【2　県関与の見直し】
財政支援については、必要最小限の範囲で行われているが、毎年度予算編成の中で絶えず見直しを行っていくべきである。

（２）特別法に基づく法人

35	新潟県信用保証協会	１　法人の方向性	－
		２　県関与の見直し	－

【１　法人の方向性】
政府が戦後の中小企業復興対策の中で信用保証制度を主要施策としたことを受け、昭和 24 年に社団法人新潟県信用保証協会が設立された。その後、信用保証協会法の施行に伴い昭和 30 年に同法による特殊法人に改組され、現在に至っている。
信用保証協会法に基づき、県内中小企業等のために信用保証業務を行っており、中小企業の金融円滑化に大きな役割を果たしてきている。
今後も中小企業の金融円滑化を支援するため、長期的・安定的に事業を維持することが必要と考える。

【２　県関与の見直し】
県職員の役員就任については、県施策との整合性を図る観点から、最低限の関与として現行どおり理事１名の就任は妥当と考える。

36	職業訓練法人 新潟情報処理開発財団	１　法人の方向性	法人の廃止
		２　県関与の見直し	－

【１　法人の方向性】
昭和 62 年の緊急経済対策の一環として、急速に不足する情報処理技術者を養成するため、昭和 63 年に雇用促進事業団（当時）が小千谷市に情報処理技能者養成施設「信濃川テクノ・アカデミー」を設置したことを受け、この施設の運営を受託し、認定職業訓練を実施するための団体として、同年設立された。
情報処理技能者を養成し、地域の産業発展に貢献する役割を果たしてきたが、少子化に伴う新規学卒者の減少、民間の情報系教育機関の増加等を背景に、近年は入校生が減少する状況にある。また、民間の情報系教育機関が新潟市・長岡市など県内に多くある中で、引き続き行政が関与する必要性は小さくなってきている。
「信濃川テクノ・アカデミー」は平成 18 年度から生徒募集を停止し、閉校するとのことから、同校の運営を受託する当財団は、同校の閉校とともに廃止すべきであると考える。

【２　県関与の見直し】

37	新潟県漁業信用基金協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	役員就任の縮減

【1　法人の方向性】
昭和 28 年に中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小企業漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することにより、中小漁業の振興を図る目的で設立された。
中小漁業者の経営は零細であり、中小漁業者への債務保証業務は引き続き必要である。
ただし、新潟県信用保証協会と類似の業務を行っているため、法制度の制約（他の信用保証事業を実施する法人と根拠法令が異なっていること）が解決された場合には、同協会との組織統合も検討に値するのではないかということを、付帯意見として述べる。

【2　県関与の見直し】
県職員の役員就任については、県施策との整合性を図る観点から、必要性は理解できるものの、就任人数は縮減を検討すべきである。

38	新潟県農業信用基金協会	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
昭和 37 年に農業信用基金協会法に基づき、農業協同組合等金融機関の農業者等に対する貸付について、その債務を保証し、農業者等が必要とする資金の融通を円滑にすることにより、農業の生産性向上を図り、農業経営の改善に資することを目的に設立された。
長引く景気低迷の中、農家経済をめぐる情勢は依然厳しいので、農業者への債務保証業務は引き続き必要である。
ただし、新潟県信用保証協会と類似の業務を行っているため、法制度の制約（他の信用保証事業を実施する法人と根拠法令が異なっていること）が解決された場合は、同協会との組織統合も検討に値するのではないかということを、付帯意見として述べる。

【2　県関与の見直し】
県職員の役員就任については、県施策との整合性を図る観点から、妥当と考える。

39	新潟県土地開発公社	1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 47 年に「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行を受けて、公有地の拡大を図ることにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に、翌年設立された。

先行取得による円滑な公有地取得に貢献してきたが、現在は県のあっせん事業が業務の大半を占め、その業務量に見合った体制が構築されている。公社の行うべき業務を、「公有地の拡大の推進に関する法律」による本来業務である先行取得事業を中心とし、業務量に見合った体制に再構築することが必要である。なお、体制の再構築にあたっては、今後の公共事業の推移や、他県の見直し状況も踏まえることが必要と考える。

また、公社の抱える課題として、県の委託により取得した土地を長期間保有している実態がある。県は、長期保有大規模土地の売却等の抜本的な処理を早急に進めるとともに、時価情報や今後の処理方針を県民に対し積極的に開示するべきである。更に、今後同様の問題が発生しないよう、抜本的な対策を講じる必要がある。

なお、従来検討している新潟県住宅供給公社との統合は、法制度の制約から現段階では不可能であるが、法制をめぐる国の動向を見守りながら、可能な範囲で実質的な一元化を継続していくべきであり、法制度の制約がなくなった段階で、統合すべきと考える。

【2　県関与の見直し】

県が主導的立場にあるため、県職員の役員就任を継続することは妥当と考える。

40	新潟県住宅供給公社	1　法人の方向性	統合（No.39 新潟県土地開発公社との統合）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

国の住宅政策強化に伴い、県民の住宅難を緩和するため、昭和 30 年に財団法人新潟県住宅公社が設立された。昭和 40 年に「地方住宅供給公社法」が制定されたため、同法に基づき財団法人を改組し、設立された。

住宅・宅地分譲事業は、民間事業者の供給能力が伸長していることから、撤退すべきである。また、公社所有の賃貸住宅事業についても、民間賃貸住宅等の普及を考慮し、新たな整備（更新含む）は行わないこととすべきである。

当面は、賃貸住宅等既存ストックの有効活用や保有分譲資産の早期売却に努めるとともに、県営住宅の管理代行等管理業務に特化した経営に転換を図る必要があると考える。将来的には、県営住宅や賃貸住宅を市や民間に移管することを検討すべきである。

なお、従来検討している新潟県土地開発公社との統合は、法制度の制約から現段階では不可能であるが、法制をめぐる国の動向を見守りながら、可能な範囲で実質的な一元化を継続していくべきであり、法制度の制約がなくなった段階で、統合すべきと考える。

【2　県関与の見直し】

県が主導的立場にあるため、県職員の役員就任を継続することは妥当と考える。

（３）商法法人

41	北越急行株式会社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【１　法人の方向性】
当初国鉄が建設していたほくほく線の工事は、昭和 55 年の国鉄経営再建促進特別措置法により中断された。しかし、地域にとって重要な路線であることから、県及び沿線市町村等の出資により、昭和 59 年に同社を設立。昭和 60 年より工事を再開し、平成 9 年に開業した。
経営状況は順調に推移しているが、北陸新幹線開業後は厳しい経営が予想されるため、現状では県が出資を継続することは必要と考える。
なお、北陸新幹線開業後の収益シミュレーションを基にした対応策の検討が必要であることを付け加える。

【２　県関与の見直し】
北陸新幹線開業後に向けた対応を、県・沿線市町村・同社が一体となって検討・実施する必要があることから、県職員の役員就任、職員派遣の継続は妥当であると考える。
ただし、対応策に一定の方向性が出た段階で、職員派遣については再検討すべきであることを付け加える。

42	佐渡汽船株式会社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【１　法人の方向性】
大正 2 年に佐渡汽船の前身である佐渡商船株式会社が設立された。その後、安定的な運航を確保すべく、佐渡商船が新潟汽船、越佐商船を買収し、昭和 7 年に県が資本金の 2 分の 1 を出資し、佐渡汽船株式会社に改称された。
佐渡航路は、地域の生活航路として重要であり、今後とも維持していく必要があるため、4 期連続経常赤字と経営状況が大変厳しい中、県が出資を継続することはやむを得ないと考える。

【２　県関与の見直し】

43	粟島汽船株式会社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 28 年に全島民が株主となり、粟島浦汽船株式会社が設立された。安定的な運航を確保すべく、県は新造船建設等に併せ出資をしてきた。昭和 49 年に粟島汽船株式会社に改称。

粟島航路は、地域の生活航路として重要であり、今後とも維持していく必要がある。恒常的な赤字航路であり、国庫補助を受けて運航していることから、県が出資を継続することはやむを得ないと考える。

【2　県関与の見直し】

県職員の役員就任については、対外的な信用力確保の観点から、就任継続はやむを得ないと考える。

44	長岡ニュータウン・センター株式会社	1　法人の方向性	県関与の廃止 （出資引き揚げ）
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 56 年に長岡ニュータウン開発整備事業地区並びにその周辺地区において、センター施設の計画的整備と宅地開発に関連する業務を行うために設立された。

現在同社は、センタービル貸室業務及び公園その他施設の管理業務を行っているが、長岡ニュータウンには、現在民間の利便施設が多数進出しており、法人設立当初の目的は概ね達成されていると考えられる。また、当社が管理する利便施設も行政の関与が必要とは考えられないため、経営状況を考慮しつつ、県関与の廃止（出資引き揚げ）を検討すべきである。

【2　県関与の見直し】

45	株式会社新潟ふるさと村	1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し
		2　県関与の見直し	財政支援の見直し

【1　法人の方向性】
昭和 63 年に、県の施策として進めてきた「新潟ふるさと村構想」を推進するため、県全体の観光と物産の拠点施設の一翼を担うものとして、県・市町村・民間による第 3 セクター方式として設立された。
新潟ふるさと村バザール館における県の特産品、観光土産品等の販売・宣伝業務及び施設の維持管理業務は、民間事業とかなり重複するものであり、民間移譲も考えられるが、多額の累積欠損を抱え債務超過の状況では、民間の引き受け手の確保は困難と考えられる。経営改善に向け、ふるさと村の施設面（アピール館も含めた施設全体）からの検討と併せて、法人のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

【2　県関与の見直し】
県から同社への無利子融資については、その縮減・解消に向けた経営改善策や県の対応方針の検討が必要である。

46	日本海エル・エヌ・ジー株式会社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】
昭和 53 年に、県内への液化天然ガス（ＬＮＧ）の早期導入及び安定供給を目的に、国のエネルギー政策と地域開発の性格を有する国家的プロジェクトと位置付け、国、県、民間協調の第 3 セクターとして設立された。
海外からＬＮＧを受け入れ、発電用燃料ならびに都市ガスとして供給するほか、一部ＬＮＧの状態で出荷している。県内への安定供給のため、今後とも安定的な経営を維持することが期待される。
ＬＮＧの供給価格の安定化や事業者への供給量確保に関し、県として積極的に意見を言うためや配当が毎年度県財政に寄与していること等を考慮し、出資継続は妥当であると考える。

【2　県関与の見直し】
上記のとおり、県のエネルギー施策として、一定の発言権を確保する観点から、役員就任の継続は妥当であると考える。

47	新潟木材倉庫株式会社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	－

【1　法人の方向性】

昭和 30 年代に、木材需要が急増し、外材輸入が拡大したことに対応し、国・県において木材埠頭や貯木場など、木材輸入施設の整備が行われた。施設の利用が特定業者に偏ることなく、公正に運営されることと、輸入の円滑化を図るために、昭和 38 年に同社が設立された。

同社は、港湾内外の県貯木施設を一括で借り受けることにより、民間輸入業者間の調整を図りつつ公正な保管業務を実施するとともに、各業者の経営コストの圧縮に寄与している。事業の公平性、県有財産の一括借受先としての妥当性を確保する観点から、県の出資継続は妥当と考える。

【2　県関与の見直し】

48	新潟万代島総合企画 株式会社	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	派遣職員の引き揚げ

【1　法人の方向性】

万代島再開発事業で県が整備した新潟コンベンションセンター（朱鷺メッセ）、万代島駐車場、新潟港万代島緑地の管理及び運営、会議、展示会等各種催し物の誘致及びその企画、万代島の振興に関する事業の企画をする目的で、平成 11 年に設立された。

上記施設への指定管理者制度導入を踏まえ、業務や体制の見直しが必要であると考える。なお、コンベンション誘致等は、他県との地域間競争が激しくなっている。朱鷺メッセの運営については、県内外の利用者から改善を求める様々な意見が出されており、県及び同社は県経済における朱鷺メッセの重要性を踏まえ、役職員に民間人を登用するなど、施設運営に民間的視点、ノウハウを導入し、ユーザーニーズに立脚して運営方法を抜本的に見直すべきである。

また、現在の同社の収支構造は結果責任や経営努力が反映しづらい仕組みであり、見直しが必要と考える。

なお、県経済の発展のためには、利用者の増加や、それに向けた誘致広報活動が重要であるので、今後とも取組を強化・継続するとともに、県の所管部局の変更（ソフト事業を所管する部局への変更）も検討すべきことを付帯意見として述べる。

併せて、指定管理者の公募結果により、法人の役割、業務存続の状況を踏まえ、法人のあり方を検討すべきであることを付け加える。

【2　県関与の見直し】

同社の自主的な運営管理を促す観点から、指定管理者の公募時には、現在派遣している県職員を引き揚げるべきと考える。

49	株式会社新潟国際貿易ターミナル	1　法人の方向性	業務の見直し
		2　県関与の見直し	代表就任の見直し

【1　法人の方向性】
新潟東港コンテナターミナルを公共的、効率的に管理運営すること及び輸入促進を通じて地場産業や流通業の活性化を図ることを目的として、本県の国際貿易を促進し、東港の物流機能の向上を目指す観点から、平成 8 年に設立された。
新潟東港コンテナターミナルの管理運営を主目的として設立された法人であり、指定管理者制度の導入を踏まえ、業務や体制の見直しが必要であると考える。
なお、指定管理者の公募結果により、法人の役割、業務の存続の状況を踏まえ、法人のあり方を検討すべきであることを付け加える。

【2　県関与の見直し】
法人の自立性確保、経営の強化の観点から、県（副知事）の代表就任を見直すべきであり、県職員の取締役就任も同様の観点から、縮減すべきであると考える。

50	新潟空港ビルディング株式会社	1　法人の方向性	－
		2　県関与の見直し	代表就任の見直し

【1　法人の方向性】
新潟空港ターミナルビルの設置及び運営・維持管理を目的とし昭和 36 年に設立、平成 6 年に新潟空港ビルディング株式会社に改称。
新潟空港については、地域拠点空港として重要な役割を担っており、同社の役割は大きいものと考える。
県の出資については、交通の結節点である空港は県の交通施策として重要な位置を占めていること、長期的な資本投下が必要な施設であることから、継続が必要と考える。

【2　県関与の見直し】
経営改善の状況を踏まえつつ、法人の自立性確保、経営の強化の観点から、県（副知事）の代表就任を見直すべきである。
財政支援については、多額の債務超過を解消するため、新潟市や金融機関と合意したスキームに基づき無利子融資を行っているものであり、引き続き支援は必要と考える。

参考資料

県出資法人（対象50法人）に対する県関与の状況

1　民法法人

単位：千円

No	名　　称	所管部局	出資金の状況（H17.6.1現在）			県関与の状況（③以外はH17.6.1現在）						
			全体	うち新潟県	県比率	①役員就任			②職員派遣		③財政支援	
							人数	代表就任		人数	(H15)	百万円
1	(社) 新潟県私学振興会	総　務　部	403,721	140,000	34.7%	◎	1	－	－	－	－	－
2	(財) ニューにいがた振興機構	総 合 政 策 部	2,357,700	2,330,400	98.8%	◎	5	－	◎	12	◎	85
3	(財) 新潟県国際交流協会	総 合 政 策 部	1,398,400	1,190,900	85.2%	◎	3	◎	◎	2	◎	27
4	(財) 環日本海経済研究所	総 合 政 策 部	3,608,849	3,000,000	83.1%	◎	2	－	◎	2	◎	138
5	(財) 新潟テレトピア振興協会	総 合 政 策 部	315,500	40,000	12.7%	◎	1	－	－	－	－	－
6	(財) 新潟県文化振興財団	県民生活･環境部	2,010,000	2,010,000	100.0%	◎	4	◎	◎	42	◎	31
7	(財) 新潟県女性財団	県民生活･環境部	115,041	98,982	86.0%	◎	2	－	◎	1	◎	31
8	(財) 柏崎原子力広報センター	県民生活･環境部	200,000	150,000	75.0%	◎	2	－	－	－	－	－
9	(財) 新潟県交通遺児基金	県民生活･環境部	180,000	60,000	33.3%	◎	4	◎	－	－	－	－
10	(財) 新潟県環境保全事業団	県民生活･環境部	150,000	50,000	33.3%	◎	3	－	◎	4	－	－
11	(財) 新潟県消防設備協会	県民生活･環境部	21,740	3,000	13.8%	－	－	－	－	－	－	－
12	(財) 新潟県長寿社会振興財団	福 祉 保 健 部	340,812	274,205	80.5%	◎	3	◎	－	－	◎	40
13	(財) 新潟県生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ	福 祉 保 健 部	5,240	2,500	47.7%	－	－	－	ー	－	－	－
14	(財) 新潟県国民年金福祉協会	福 祉 保 健 部	2,100	500	23.8%	－	－	－	－	－	－	－
15	(財) 新潟県臓器移植推進財団	福 祉 保 健 部	156,679	20,500	13.1%	◎	3	－	－	－	－	－
16	(財) 新潟県歯科保健協会	福 祉 保 健 部	19,513	2,000	10.2%	◎	5	－	－	－	－	－
17	(財) 新潟県成人病予防協会	福 祉 保 健 部	140,802	1,000	0.7%	◎	5	－	◎	5	－	－
18	(財) にいがた産業創造機構	産 業 労 働 部	258,972	258,972	100.0%	◎	3	◎	◎	31	◎	618
19	(財) 新潟勤労者福祉振興協会	産 業 労 働 部	500,000	250,000	50.0%	◎	1	－	－	－	－	－
20	(財) 新潟県雇用環境整備財団	産 業 労 働 部	552,850	250,000	45.2%	◎	1	－	－	－	－	－
21	(財) 十日町地域地場産業振興センター	産 業 労 働 部	33,000	10,000	30.3%	◎	1	－	－	－	－	－
22	(財) 新潟県県央地域地場産業振興センター	産 業 労 働 部	44,000	10,000	22.7%	◎	1	－	－	－	－	－
23	(財) にいがた森林整備担い手財団	農 林 水 産 部	2,000,000	1,950,000	97.5%	◎	3	◎	－	－	－	－
24	(財) 新潟県水産振興基金	農 林 水 産 部	2,234,703	2,174,503	97.3%	◎	4	◎	－	－	－	－
25	(社) 新潟県農林公社	農 林 水 産 部	352,470	312,700	88.7%	◎	4	◎	◎	2	◎	634
26	(社) 新潟県農作物価格安定協会	農 林 水 産 部	1,356,740	794,360	58.5%	◎	3	－	－	－	－	－
27	(社) 新潟県畜産協会	農 林 水 産 部	356,320	118,500	33.3%	◎	1	－	－	－	－	－
28	(財) 新潟県建設技術センター	土　木　部	3,000	3,000	100.0%	◎	2	－	－	－	－	－
29	(財) 新潟県都市緑花センター	土　木　部	586,992	402,500	68.6%	◎	2	－	◎	5	－	－
30	(財) 新潟県下水道公社	土　木　部	69,600	34,800	50.0%	◎	3	－	－	－	－	－
31	(財) 新潟県建築住宅センター	土　木　部	10,500	5,000	47.6%	◎	2	－	－	－	－	－
32	(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団	教 育 委 員 会	30,000	30,000	100.0%	◎	9	◎	◎	32	－	－
33	(財) 新潟県体育協会	教 育 委 員 会	26,900	15,000	55.8%	◎	3	◎	◎	12	－	－
34	(財) 新潟県暴力追放運動推進センター	警　察　本　部	502,600	450,000	89.5%	◎	3	－	－	－	◎	11
	小　計		20,344,744	16,443,322			89			150		1,615

2　特別法に基づく法人

単位:千円

No	名称	所管部局	出資金の状況（H17.6.1現在）			県関与の状況（③以外はH17.6.1現在）						
			全体	うち新潟県	県比率	①役員就任			②職員派遣		③財政支援	
							人数	代表就任		人数	(H15)	百万円
35	新潟県信用保証協会	産業労働部	25,984,718	4,797,098	18.5%	◎	1	－	－	－	－	－
36	(職) 新潟情報処理開発財団	産業労働部	100,000	15,000	15.0%	◎	1	－	－	－	－	－
37	新潟県漁業信用基金協会	農林水産部	554,450	202,850	36.6%	◎	2	－	－	－	－	－
38	新潟県農業信用基金協会	農林水産部	4,784,920	575,700	12.0%	◎	3	－	－	－	－	－
39	新潟県土地開発公社	土木部	30,000	30,000	100.0%	◎	3	－	－	－	－	－
40	新潟県住宅供給公社	土木部	50,750	50,200	98.9%	◎	3	－	－	－	－	－
	小計		31,504,838	5,670,848			13			0		0

3　商法法人

単位:千円

No	名称	所管部局	出資金の状況（H17.6.1現在）			県関与の状況（③以外はH17.6.1現在）						
			全体	うち新潟県	県比率	①役員就任			②職員派遣		③財政支援	
							人数	代表就任		人数	(H15)	百万円
41	北越急行 (株)	総合政策部	4,568,000	2,505,000	54.8%	◎	1	－	◎	1	－	－
42	佐渡汽船 (株)	総合政策部	500,000	250,000	50.0%	－	－	－	－	－	－	－
43	粟島汽船 (株)	総合政策部	65,000	10,000	15.4%	◎	1	－	－	－	－	－
44	長岡ニュータウン・センター (株)	総合政策部	1,000,000	60,000	6.0%	－	－	－	－	－	－	－
45	(株) 新潟ふるさと村	産業労働部	300,000	90,000	30.0%	◎	1	－	－	－	◎	1,000
46	日本海エル・エヌ・ジー (株)	産業労働部	12,000,000	2,000,000	16.7%	◎	1	－	－	－	－	－
47	新潟木材倉庫 (株)	農林水産部	20,000	10,000	50.0%	－	－	－	－	－	－	－
48	新潟万代島総合企画 (株)	港湾空港局	200,000	100,000	50.0%	◎	1	－	◎	5	－	－
49	(株) 新潟国際貿易ターミナル	港湾空港局	1,636,800	728,800	44.5%	◎	3	◎	－	－	－	－
50	新潟空港ビルディング (株)	港湾空港局	2,000,000	666,667	33.3%	◎	1	◎	－	－	◎	127
	小計		22,289,800	6,420,467			9			6		1,127

50法人合計			74,139,382	28,534,637			111			156		2,742

※①の役員就任は、基準日後に就任した（する予定を含む）場合も含めています。

※③の財政支援は、補助・負担金の中の「運営費補助」「運用益差額補助」、及び「財政支援的貸付金」としています。
なお、H15に財政支援のあった法人でも、H17予算までに事業費補助化された法人、補助を廃止した法人は除いています。